

意見受付公告 JIS F 規格の概要

規格番号	JIS F 0080 ::202X
規格名称	<u> 舟艇ー舟艇の識別ー番号付与システム</u>
英文規格名称	Small craft-Craft identification-Coding system
制定・改正の別	改正
審議委員会	舟艇分科会
基礎として用いた国際規格 の番号、名称及び同等性	ISO 10087:2022, Small craft—Craft identification—Coding system (IDT)
	この規格は、舟艇の識別を明確に行うための番号付与システムに関する次の
概要	事項について規定している。
	a)製造された舟艇の製造業者の国名コード
	b)製造業者の識別コード
	c)製造番号
	e)モデルイヤー
	´
	適用する。
	2/13 / 00
	今回の改正は,対応国際規格である ISO 10087 が改訂され、第 5 版が 2022 年に
	発行したことに伴い,最新の対応国際規格に整合させることを目的として改正を行っ
	<i>t</i> =。
	なお、主な改正点は、次のとおりである。
	a) 用語及び定義(箇条 3) 用語"舟艇識別番号"と同義の優先用語として"ウォータクラフト識別番号"を規定し、さらに、"製造業者の国"及び"舟艇"の 2 用語を
	追加した。
	b) 舟艇識別番号の構成(箇条 4)において,次の改正を行った。
	1) 製造業者の国のコード表示の規定(4.2)において、製造国とする判断事例の記載を追加した。
	2) 製造の月及び年表示の規定(4.5)において, 旧規格では識別方法に関する
	要求事項だけであったが、建造月又は組立が開始された月よりも前であって
	はならず、かつ、舟艇が製造若しくは組立場所から出荷された月、又は市場
	に供給された月よりも後であってはならない、と新たに要求事項を追加した。
	3) 識別番号の例(4.6)において、例の説明表のレイアウトを対応国際規格と同様に改め、注記を追加した。

- c) 要求事項(箇条 5)及び追加情報の表示(箇条 6) 両箇条における"CIN"の表記を, "識別番号"に変更した。
- d) 場所(5.3) 旧規格では、細分箇条(5.3)のぶら下がり段落での規定としていた "識別番号は、トランサムの右げん(舷)側の…"の表示場所の規定を、5.3.1 の 細分箇条での規定に改めた。これに伴い、トリマランの場合の識別番号の表示 規定(5.3.5)を、対応国際規格での誤記修正(解説の箇条 3 参照)も含めて、 "5.3.1 及び 5.3.2 又は 5.3.3 に従い…"の規定とした。
- e) "参考文献"を追加した。